

(公印省略)

総評行第 21 号
令和 3 年 3 月 24 日

厚生労働省 職業安定局長 殿

総務省 行政評価局長

育児休業給付金の受給期間の延長申請に向けた見直し（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、別紙（育児休業給付金の受給期間延長申請について－制度概要及び調査結果等－）のとおり、「保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、育児休業給付金の受給期間延長が認められなかった。」等の申出がなされました。

上記を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和 2 年 9 月 17 日第 118 回及び同年 12 月 8 日第 119 回）において検討した結果、同会議の意見を踏まえ、保護者等の雇用継続を援助、促進する観点から、下記の措置を講ずる必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果については、令和 3 年 6 月 25 日（金）までにお知らせください。

記

1 相談内容

類型① 保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった。

類型② 子供が 1 歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、入所希望の日付を子供が 1 歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった。

類型③ 子供が 1 歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、既に子供が 1 歳に達する前の時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていた。

2 制度概要及び調査結果等 別紙参照

3 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の主な意見

本件について、保護者等の雇用継続を援助、促進する観点から、厚生労働省に改善を求める必要性について行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- 社会的な関心が高く、各地で様々な問題が起きている。個別の公共職業安定所によって対応がばらばらになるのは不適切。今までに出てきた案件に即して、迷いなく判断できる明確で具体的な基準が必要
- この問題は、制度の不知が原因。具体的な判断基準を示し、これを使用者、企業などの労務担当と被用者、保育所入所の申込先である市町村が共有することにより改善を図るべき。また、記載ミスや錯誤をできるだけ救う基準も必要
- 保育所に空きがなく入所を申し込まなかったために受給期間延長が認められなかった案件が多いと思うので、「空きがない場合でも必ず入所を申し込むように」など、どうしたらよいか分かるようにすることが必要。申請書の記入例があるとよい。
- 入所希望日を子供が1歳に達した後の日付とするといった少しのことで行政からはじき出されてしまうと、行政への不信感は深刻になる。現場で誤解されることのない説明の仕方を徹底させることが必要

(2) 当局の意見

厚生労働省は、保護者等の雇用継続を援助、促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 育児休業給付金の延長給付が認められる具体的な事例と判断材料を、分かりやすく整理すること。
- ② 上記で整理した事項を含め、育児休業給付金の延長申請手続について、延長を審査する公共職業安定所、申請側である事業主や被保険者、保育所入所の申込先である市町村等に改めて周知すること。

育児休業給付金の受給期間延長申請について

－制度概要及び調査結果等－

1 相談内容

総務省の行政相談では、以下の(1)から(3)のとおり、育児休業給付金の受給期間延長申請に関する相談を受け付けている。

(1) 保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかったとするもの（計 22 件）

【相談内容（一例）】

公共職業安定所に育児休業給付金の延長申請を行うに当たり、認可保育所には空きがないと言われ、子供が1歳に達する時期に入所できる見込みがなかったことなどから、保育所の入所申込みを行っていなかった。

このため、公共職業安定所では、「子供が1歳に達するまでに保育所の入所申込みを行った事実が確認できない」として、育児休業給付金の受給期間延長を認めてもらえなかった。

(2) 子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、入所希望の日付を子供が1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかったとするもの（計 7 件）

【相談内容（一例）】

会社に育児休業と育児休業給付金の延長について相談した際、会社から、「子供が保育所に入れない証明書をもろうように」と言われたことから、子が1歳に達する2か月前に、市町村に保育所入所の申請を行った。

しかし、育児休業給付金の受給期間を延長するには保育所への入所希望日を子供の1歳の誕生日以前とすることを知らなかったため、入所希望日を4月1日からとして保育所の入所申請を行った。この結果、保育所の入所はかなわず、市町村から4月1日からの入所希望に対する保育が利用できないことの証明書を交付された。

この証明書をもって、公共職業安定所に育児休業給付金の受給期間延長申請を行ったところ、「市町村からの証明書において、入所希望が、子供が1歳に達した後である4月の日付となっていることから、受給期間延長が認められない。」と言われた。

(3) 子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、既に子供が1歳に達する前の時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていたとするもの（計 2 件）

【相談内容（一例）】

育児休業給付金の受給期間の延長をするには、子供の1歳の誕生日までに保育所への入所申請をしなければならないところ、子供の1歳の誕生日の前日（2月某日）に気づき、市町村へ行って保育所への入所申請をしようとしたが、市町村から2月分の入所は既に募集を締め切っているとして、却下書が渡された。

しかし、市町村の担当者から、この却下書では育児休業給付金の受給期間延長の申請では認められないだろうと言われた。

(注) 行政相談は、本省、管区行政評価（支）局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターが受け付けたもの（令和2年1月1日から同年3月31日までの間）である。

2 制度概要等

(1) 育児休業と育児休業給付金の関係について

育児休業は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定によるもので、子供が1歳になるまでが原則だが、保育所などに入所できない場合に限り、1歳6か月まで延長でき、更に再延長で2歳までとすることができる。

育児休業給付金は、育児休業を取得していることが前提であり、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の7の規定により、雇用保険の被保険者が、その1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において支給するとされ、厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、1歳に達した日後の期間については1歳6か月まで、その子が1歳6か月に達した日後の期間については2歳まで延長が可能とされている。

(2) 育児休業給付金の支給対象期間の延長について

① 延長可能な期間及び延長事由

雇用保険法第61条の7及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第101条の25第1号（施行規則第101条の26において準用する場合を含む。）の規定により、以下の延長理由に該当する場合、育児休業の申出に係る子が1歳6か月又は2歳に達する日前までの期間が育児休業給付金の支給対象となる。

[延長事由]

ア 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日又は1歳6か月に達した日後の期間について、当面その実施が行われない場合

（注）ここでいう保育所等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれない。

イ 育児休業の申出に係る子が1歳又は1歳6か月に達した日後の期間について当該の養育を行う予定であった配偶者が死亡等した場合

② 延長手続及び確認に必要な書類

育児休業の申出に係る子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後について育児休業給付を延長する場合は、それぞれ延長手続（公共職業安定所長宛てに支給申請書の提出）が必要であり、その際、雇用保険法関係法令に基づく、「雇用保険に関する業務取扱要領（令和3年2月1日以降）」（以下「業務取扱要領」という。）では、

・あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、
・市町村から子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認

められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていること（市町村から証明書等が発行されない場合は、被保険者の疎明書の提出）

が必要となるとしている。

（参考）育児休業給付金を延長して受給する場合の手続例

- ・誕生日が4月5日の子について、令和2年3月1日に入所希望日を1歳の誕生日前の4月1日として申込みした。
- ・4月1日時点では保育所に入所できなかったが、5月1日に入所
- ・このため、4月5日から5月1日の期間について、育児休業給付金を延長して受給

保育所への入所申込みをした日 (1歳の誕生日以前に実施)	入所希望日 (1歳の誕生日前)	育児休業給付金受給期間
R2.3.1 ※子供の誕生日：R2.4.5	R2.4.1 ※入所：希望どおり入所はできず、R2.5.1から入所	R2.4.5～R2.5.1

(3) 育児休業給付金の受給期間延長申請に係る延長事由の確認等について

① 公共職業安定所における確認

業務取扱要領において、育児休業給付金の受給期間延長申請に係る延長事由の確認について、①子が1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間を確認するための書類として、表1及び2のとおり、子が1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日において保育所等の利用ができないことに係る市区町村が発行した証明書や保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書を求めることとしている。

表1 業務取扱要領（抄）

（子が1歳6か月に達する日までの延長を求める場合）

<p>59603 (3) 延長事由及び期間の確認</p> <p>延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳に達する日（略）の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請手続を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。</p> <p>（略）</p> <p>イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと （略）</p> <p>したがって、<u>この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、市町村から子が1歳に達する日（略）の翌日において市町村が</u></p>

発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要となる。このため、延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳に達する日（略）の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていることを確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳に達する日（略）の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、1歳に達する日（略）の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

（注）下線は当局が付した。

表2 業務取扱要領（抄）

（子が2歳に達する日までの延長を求める場合）

59608 （3）延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請手続を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

これは、子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していることの確認を行うものであることから、1歳に達する日（略）の翌日において該当した延長事由に関わらず、改めて延長事由の確認を行うとともに、確認書類の提出を求めること。

例えば、子が1歳に達する日（略）の翌日において保育所等に入所できず支給対象期間の延長を行っており、引き続き入所できない状況が続いている場合も、再度の支給対象期間の延長に際しては、原則1歳6か月に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、保育の実施が行われない旨の新たな確認書類の提出を求めること。ただし、市町村から新たな証明書等が発行されない場合（入所保留通知書の保留の有効期限が到来していない、1歳に達する日の翌日に係る申込み時以降新たな申込みの機会がなかった等）は、被保険者からの疎明書による確認でも差し支えないこと。

（略）

また、子が1歳6か月に達する日後の期間についての育児休業が、子が1歳6か月に達する前の期間に係る育児休業と併せて当初から事業主に申し出ている場合においても、次のイからホのいずれかの延長事由に該当しているのであれば、当該1歳6か月に達する日後の期間について育児休業給付金の対象となるものであること。

イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと

（略）

したがって、この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、市町村から子が1歳6か月に達する日の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の

利用ができない旨の通知がなされていることが必要となる。このため、延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳6か月に達する日の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていることを確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳6か月に達する日の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、1歳6か月に達する日の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

(口からホ 略)

(注) 下線は当局が付した。

② 市町村等に対する周知（その1：平成17年3月）

厚生労働省は、表3のとおり、平成17年3月31日付けで都道府県を通じて市町村に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請においては市町村が発行する証明書等が必要であることなどを周知するとともに、その運用に遺漏がないよう協力を求めている。

表3 厚生労働省が都道府県を通じて市町村に協力を求めた通知文書（その1）

発出年月日	平成17年3月31日
文書名	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（平成17年3月31日付け雇児保発第0331002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
内容（抜粋）	育児休業給付金の申請においては、市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書など、 <u>当面保育所において保育されない事実を証明することができる書類を提出することとされているので、(略)管内の市町村並びに関係職員及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。</u>

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

③ 市町村等に対する周知（その2：平成18年7月）

厚生労働省は、表4のとおり、平成18年7月5日付けで都道府県を通じて市町村に対し通知を発出し、育児休業給付金の申請に必要な書類としては、「市町村から、少なくとも、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨」が明らかにされている書類であれば足り、必ずしも、「入所不承諾通知書」といった名称の書類である必要はないと示している。

表4 厚生労働省が都道府県を通じて市町村に協力を求めた通知文書（その2）

発出年月日	平成18年7月5日
文書名	「1歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付（育児休業基本給付金）を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実を証明する書類について」（平成18年7月5日付け雇児保発第0705002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
内容（抜粋）	<p>育児休業給付金の申請に当たり、市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書(略)など、当面保育所における保育の実施が行われない事実を証明する書類を提出することとされている。</p> <p>しかしながら、一部の市区町村においては、(略)入所不承諾の通知書の交付に至っていないが、現実に保育所を利用できない者に対して、当該事実に関する何らの証明もなされていない結果、育児休業給付金の申請に支障が生じている場合が生じている。このため、(略)こうした者に対し、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨が明らかとなる書面の交付等を行うことについて、管内の市区町村並びに関係職員及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。</p> <p>(略)育児休業給付金の申請に必要な書類としては、「市町村から、少なくとも、子が1歳の誕生日に達する日の翌日において保育が行われない旨」が明らかにされている書類であれば足り、(略)、「入所不承諾通知書」といった名称の書類である必要はない。</p>

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。
 2 下線は当局が付した。

3 育児休業給付金の受給期間延長に係る過去のあっせん

育児休業給付金の受給期間延長手続について、平成28年10月28日に行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、表5のとおり、行政評価局長から厚生労働省職業安定局長に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件について、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知することなどについてあっせんし、29年1月31日に、厚生労働省から、あっせんに対する措置状況として、各都道府県労働局に対して、パンフレットを活用し、分かりやすく周知することなど取扱いに配慮を求めた旨の回答を受理している。

表5 育児休業給付金の受給期間延長に係る過去のあっせん及びあっせんに対する措置状況の回答

あっせん内容	左記あっせん内容に対する措置状況の回答
厚生労働省は、少子化対策及び仕事と子育ての両立支援を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。	平成28年12月28日付けの文書により、各都道府県労働局に対し、次のことを指示し、取扱いに遺漏なきよう配慮を求めた。
① 育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件について、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること。	① 支給対象期間の延長申請に関する手続及び要件について記載したパンフレットを作成したので、これを活用し、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること。
② 育児休業給付金の支給対象期間の延長	② 市町村から保育が行われないことの

<p>申請においては、当面保育所において保育が行われないことの証明書等が市町村から交付される必要があることについて、市町村に対し、改めて周知を図るとともに、協力を求めること。</p>	<p>証明書等が交付されない場合に、本人からの疎明書を提出させ、支給要件を確認することも可能としたこと。</p>
<p>③ 公共職業安定所が延長申請の要件を確認する際は、引き続き、必要に応じ、市町村に対し申請者の子について保育所における保育が行われない実態の確認を行うよう通知すること。</p>	<p>③ 必要に応じて市町村に対して保育が提供されない事実の確認を行い、支給要件の適切な把握に努めること。</p>
	<p>また、雇用均等・児童家庭局が同日付けの文書により、各都道府県に対し、管内の市町村へ上記①から③の内容について周知を行うよう依頼した。</p>

(注) 当局の調査結果による。

4 調査結果

(1) 厚生労働省における対応状況

① パンフレットによる周知

厚生労働省は、事業者を通じて被保険者に対して、育児休業給付金に係るパンフレット（「育児休業給付の内容及び支給申請手続について（被保険者・事業主のみなさんへ）」厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク））を配布し、制度の周知に努めている。

当該パンフレットにおける「支給対象期間の延長」の延長事由の説明の中では、「また、あらかじめ1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合など復職の意思がない場合は該当しません。保育所等による保育の申込み時期等については、市町村にご確認願います。」と記載されている。

② 公共職業安定所における周知

公共職業安定所は、育児休業給付金の延長申請に際して、次のとおりウェブサイトへの掲載、被保険者等への文書配布などにより周知している。

ウェブサイトでは、表6のとおり、「育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合に支給期間の延長が可能です。」とし、また、入所保留通知書等が発行されない場合や保育が行われないことが明記されていない場合には、疎明書が必要である旨具体的な例を挙げて周知している例がみられる。

文書では、表7のとおり、「育児休業給付金延長についてのお知らせ」において「延長対象とならない事例」として、「市区町村に問い合わせた

ところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であるとの説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。」や「保育所への入所希望日（利用開始日）が、1歳の誕生日の翌日以降となっている場合。」と周知している例がみられる。

表6 公共職業安定所のウェブサイトでの周知例

<p>概要</p> <p>育児休業の申出に係る子について、<u>保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合に支給期間の延長が可能</u>です。</p> <p>支給期間の延長を希望する場合は、支給申請書に確認資料を添付してください。</p>
<p>確認資料</p> <p>市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類</p>
<p>入所保留通知書等が発行されない場合や保育が行われないことが明記されていない場合</p> <p>被保険者の「疎明書」が必要となります。</p> <p>1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日において保育所等で保育が実施されていないことを記載したもの。</p> <p>※提出された資料で延長に係る要件が確認できない場合は、補足資料を追加納付のうえ再提出していただくことがあります。</p>

(注) 公共職業安定所の資料に基づき当局が作成した。

表7 公共職業安定所の文書配布による周知例

<p>保育所による保育が実施されないことに係る延長対象の要件</p> <p>育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、1歳の誕生日以前の入所希望日で市区町村に対して申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。</p> <p>(1歳6か月まで延長を認められた方の場合、更に1歳6か月に達する日の翌日以前の入所希望日で市区町村に申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日の翌日後の期間について、当面その実施が行われない場合は2歳に達する日の前日まで延長されます。)</p>
<p>確認書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市区町村の証明書 2. その他、必要により安定所より提出を求められた書類 (入所保留通知書、疎明書等)
<p>延長対象とならない事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>市区町村に問合せをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。</u> 2. 無認可保育施設への入所希望申込みの場合。

3. 入所希望日が、1歳の誕生日の翌日以降（1歳6か月に達する日の翌々日以降）となっている場合。

（市区町村により、毎月1日の入所希望でなければ入所申込みの受付が出来ないところがあり、例えば、10月29日の誕生日の場合、10月1日以前の入所希望でなければ、延長対象とならないのでご注意ください。）

（注）公共職業安定所の資料（育児休業給付金延長についてのお知らせ）に基づき当局が作成した。

(2) 行政相談への対応状況等

総務省の行政相談では、育児休業給付金の受給期間の延長申請に関して、表8のとおり、①保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった、②子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、入所希望の日付を子供が1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった、③子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、既に子供が1歳に達する前の時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていたなどの相談を受け付けている。

これら相談に関する対応方法及び見解について、調査した2公共職業安定所に確認した結果、表8のとおり、いずれも、施行規則に定める「育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」とされているところ、①から③については、運用として、保育所への入所申込みを行っていない場合等でも個別に審査した上で判断しているとしている。

表8 本行政相談に関する2公共職業安定所における対応方法及び見解

相談概要	公共職業安定所における対応方法及び見解
① 保育所には空きがないと言われ、子供が1歳に達する時期に入所できる見込みがなかったことなどから、保育所の入所申込みを行っていなかったため、公共職業安定所では、「子供が1歳に達するまでに保育所の入所申込みを行った事実が確認できない」として、育児休業給付金の受給期間延長を認めてもらえなかった	<p>以下のとおりの対応とし、個別に審査した上で判断している。</p> <p>ア まず、受給者に改めて入所申込みを行わせること。</p> <p>イ その上で、受給者に次の書類を提出させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 入所申込みの書類（写し） ii 入所申込みの結果（写し） iii 母子手帳（写し）（本人、配偶者、子供の氏名が確認できる箇所） iv 疎明書（ハローワークのホームページでも様式を提示） v 1歳時点で申し込んでいたとしても保育所に入所できなかったということの市区町村による証明書（様式自由） <p>ウ 必要に応じて市町村に個別に照会</p>

② 子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、入所希望の日付を子供が1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった	以下のとおりの対応とし、個別に審査した上で判断している。 ア 受給者に疎明書を提出させる。 イ 受給者本人や市区町村等から事情を聴取する。 ウ 公共職業安定所内での検討
③ 子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、既に子供が1歳に達する前の時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていた	以下のとおりの対応とし、個別に審査した上で判断している。 ア 受給者に疎明書を提出させる。 イ 受給者本人や市区町村等から事情を聴取する。 ウ 市区町村による保育所に入所できないことの証明の提出 エ 公共職業安定所内での検討

(注) 当局が厚生労働省及び公共職業安定所から聴取した結果による。

5 関係行政機関（厚生労働省）の意見

育児休業給付は、子が1歳に達する日までの期間について支給されることが原則であり、その期間を子が1歳6か月又は2歳まで延長することは例外的取扱いであることから、延長が認められるためには「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」という要件が満たされる必要がある。

具体的には、あらかじめ子が1歳又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるよう申込みを行ったものの、子を保育所等へ入所させることができなかった場合にのみ育児休業給付の延長が認められるものである。

今回相談が寄せられている三つの類型のうち、①保育所の入所申込みを行っていなかったケースは、施行規則の要件に合致しないため、育児休業給付金の延長受給は認められない。

②子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、入所希望の日付を子供が1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった及び③子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、既に子供が1歳に達する前の時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていたケースについては、個別の事情を勘案し、育児休業給付金の延長受給が認められる可能性がある。

いずれも国の制度の不知が要因となっているが、育児休業給付を受給する被保険者に対しては、事業主経由でパンフレットを配布※し、育児休業給付の受給期間を延長する場合の手続を含む制度全体について周知を行っている。

※ 育児休業給付については、事業主経由で手続を行うことが多く、受給者が公共職業安定所に来所する機会がないため、事業主経由で周知を図っている。